第２章　あらゆる場における人権教育・啓発の推進

１　家庭における人権啓発の推進

（１）現状と課題

「家庭はあらゆる教育の出発点」と言われるように、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で家庭の果たす役割は極めて重要です。中でも、人間形成の基礎を培う幼少期に、家庭での遊びやしつけ、家事や家族の触れ合いなど、

日常生活を通じて豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育みながら、基本的な社会ルールを教えていくことが大切です。

しかし、核家族化や共働き世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに困難を抱える家庭を早期に把握し、必要な支援につなげていくことが重要となっています。

また、インターネットやスマートフォン、ＳＮＳ等の普及により、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、家族が直接触れ合い、対話する機会を大切にするとともに、家庭だけで子育てを抱え込むことがないよう、学校、地域、関係機関等が連携し、家庭教育や子育てを支援していくことが必要です。

（２）施策の基本方針

ア　家庭における人権教育の支援

乳幼児から思春期までの子どもの発達段階に応じた子育て学習や父親向けの家庭教育参加啓発講座などで、親子が共に人権感覚を身に付けられるよう学習機会の提供と充実を図ります。

また、家庭の経済状況などの子育てに関する様々な悩みに対して、相談体制を推進します。

講演会、乳幼児健康診査などを通して、子育ての土台となる親子の愛着形成、自己肯定感を育む子育ての重要性を啓発します。

家族全員が家庭内外において自他の人権を尊重し合えるよう、日常生活における様々な人権意識の高揚を目指した啓発活動や情報提供を積極的に行い、人権問題について家庭内で活発な話し合いが行われ、日常生活の場で実践されるよう促します。

イ　地域の教育力向上の支援

子どもは、「社会の宝」「地域の宝」という認識のもと、民生委員・児童委員の活動等を通して、子どもの社会性の育成や地域社会の教育力の向上を図るとともに、地域住民からの声かけや見守り活動を通して、子どもが安全に過ごすことができる地域づくりを推進します。

２　幼稚園・保育園等における人権教育の推進

（１）現状と課題

乳幼児期は、自尊感情が育つなど人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、大人との関係を土台として、生活や遊びの中でほかの子どもと関わることで、人には同じ側面や様々な違いがあることを知り、自分を大切に思うように人を大切に思う人権感覚の基礎を培っていきます。

幼稚園や保育園では、豊かな人間性を育む保育等に努めていますが、少子化の進行や地域における連帯意識の希薄化などに伴い、家庭・地域の教育力が低下し、子育ての孤立化などによって子どもの社会性や想像力、感性が育ちにくくなっているといわれています。園児を大人と同様に権利の主体として尊重し、一人ひとりの特性や発達段階、置かれている環境に配慮しながら、子どもの最善の利益を考慮し、成長に合わせた保育が必要です。

そのためには、職員の人権意識の向上と、人権に留意した適切な保育のための資質向上を図ることが必要です。

また、家庭や地域との連携によって、人権を大切にする保育を実践するとともに家庭における人権教育の支援が必要です。

（２）施策の基本方針

ア　人権を大切にする心を育てる保育の推進

園児が自分自身を肯定的に捉え、価値ある存在として認め、大切に思う気持ちを育む保育を推進します。

園児を大人と同様に権利の主体として認め、発達段階に合わせて、心豊かな関わりや触れ合いの中で、お互いの人権を尊重しあう保育等の充実に努めます。

また、園児への人権に留意した保育や保護者への支援を適切に実践するため、研修機会等を通じて、職員が人権に対する正しい知識や認識を持つよう努めます。

イ　家庭や地域と連携した園児への人権に留意した保育の推進

家庭との連携のもと、親子の愛着形成に努めるとともに、善悪の判断や、自分も他人も大切に思い、命を大切にする心など、乳幼児期において人権意識を育む教育を推進します。

また、地域、保育園、幼稚園等の関係機関が連携して、子どもの人権を大切にしながら、保護者が主体的に子育てできるよう支援します。

３　学校教育における人権教育、同和教育の推進

（１）現状と課題

学校教育においては、児童生徒一人ひとりに人権尊重の精神を育みながら、発達段階に応じた計画的・組織的な人教教育、同和教育を行ってきました。しかし近年、価値観の多様化、核家族化、少子化の進行並びに情報化の進展等、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化しています。加えて、そのような状況の中で、児童虐待、いじめ、体罰、インターネットによる人権侵害、デートＤＶ[1]等、子どもに対する人権侵害が問題となっています。

「児童の権利に関する条約[2]」では、全ての子どもが平等に大人と同じ人権が認められ、主体的に生きる権利があると定めています。

そのため、児童生徒を権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を考慮した人権教育が必要です。

また、教職員は子どもの発達段階で発生する様々な人権課題に適切な対応を行うため、人権意識及び資質の向上を図る必要があります。

（２）施策の基本方針

ア　教職員の資質の向上

教職員は、様々な人権課題についての正しい認識と人権感覚を身に付け、指導力、実践力の向上を図ります。また、差別の現実を学び、現地研修等を通して理解を深めます。

イ　児童生徒の権利主体性を育てる人権教育の推進

「児童の権利に関する条約」の理念を基に、児童生徒が権利及び義務をともに正しく理解し、いじめ等人権侵害を受けた場合に、嫌なことは嫌だと言える、助けを求めることができる教育を推進します。

子どもの意見や意思を尊重する取組を教科等の指導、生徒指導、学級活動等、教育活動全体を通して積極的に進めます。

---

1 デートＤＶとは、交際中の異性への暴力行為。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、罵倒（ばとう）する、金銭を要求する、性行為を強要するなどの行為も含まれる。

2 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）とは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約であり、18 歳未満の子どもを「権利をもつ主体」として位置づけ、大人同様ひとりの人間として人権を保障している。

ウ　人権尊重の精神を育む教育の推進

様々な人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を養い、互いに自他の大切さを認め合う態度や行動力を身に付けさせるため、「新潟県人権教育基本方針」、人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画（以下「計画」という。）に基づき、学校の教育活動全体を通じて指導の充実を図ります。

エ　部落問題学習を中核にした人権教育の推進

同和問題・部落差別の背景と現状を理解し、児童生徒の発達段階に応じて部落差別の解消へとつながる学習を計画に明記し、推進します。

児童の権利に関する条約とは

平成元（1989）年に国連で採択され、平成２（1990）年に発効しました。日本においては平成６（1994）年に批准されています。

ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長過程の子どもだからこその権利も定められており、以下の４つを一般原則としています。

差別の禁止

全ての子どもは、子ども自身又は親の人種、性別、言語、宗教、意見、財産、障がいなどを理由に差別されないもの

児童の最善の利益

子どもに対する全ての措置をとる際には、「子どもの最善の利益」が主として考慮されるもの

児童の意見の尊重

子どもは自身に関係する事柄について自由に意見を表すことができ、その意見は子どもの発達によって考慮するもの

生命、生存及び発達に対する権利

全ての子どもは生きる権利と発達する権利を持ち、そのために必要な支援を受けることが保障されるもの

４　社会教育における人権教育、同和教育の推進

（１）現状と課題

全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度と行動に現れるような人権感覚の醸成が求められます。

本市では、生涯学習推進計画に沿った各種事業を実施し、人権に関する知識の習得や人権について考える機会の提供に努めてきました。

一人ひとりがお互いを認め合い、共に生きるまちづくりを進めるために人権意識は重要であり、市民が主体的に人権問題を考えるような社会教育、同和教育のプログラムを提供することが大切です。また、様々な人権問題に関して深い見識を持つ人材を活用し、地域における人権教育、同和教育の指導者を養成する必要があります。

（２）施策の基本方針

ア　教育・啓発活動の推進

冊子やリーフレット、教育資料、視聴覚教材のほか、電子媒体を活用するなど時代に即した教材を活用し、人権教育、同和教育など人権意識を高める啓発活動を推進します。

家庭、学校・保育園、幼稚園、地域が連携を図りながら、お互いの命を大切にし、豊かな心を育む人権教育、同和教育を推進します。

地域全体が自他の人権を尊重し合うよう、様々な手法を取り入れた指導者研修会の実施など、地域人材の育成を図ります。

イ　地域における人権教育の支援

地域に根差した学習機会や情報を提供し、指導者の育成などが図られるよう、地区公民館の人権教育・啓発活動を支援します。

５　市民に対する人権啓発の推進

（１）現状と課題

人権啓発は、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他者の人権にも十分配慮した行動をとることができるようにするとともに、人権侵害があった場合には、これに適正に対処できるよう啓発を推進する必要があります。

本市では、人権啓発として、様々な人権課題をテーマにした講演会・研修会、人権意識高揚のための街頭啓発、広報紙による啓発事業並びに新潟地方法務局糸魚川支局及び糸魚川人権擁護委員協議会などの関係団体等との連携を実施しています。

今後は、対象者の発達段階や年代を踏まえ、親しみやすいテーマや具体的事例を用いた啓発、参加型や体験型の啓発など、より効果的な手法を検討し啓発を推進する必要があります。

（２）施策の基本方針

ア　対象者の発達段階や年代に応じた啓発の推進

家庭、学校・保育園、幼稚園、地域、職場などで、各年齢層の日常生活における経験や興味、関心などに応じた人権啓発に努めます。

イ　効果的な啓発の推進

法の下の平等、個人の尊重といった基本的視点での人権啓発に加え、より身近な具体的事例、社会問題となっている事例を取り上げ、より効果的な人権啓発の推進に努めます。

広報紙、パンフレット、ホームページ、安心メール、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）[3]を活用した人権啓発、講演会、研修会などの知識習得型の人権啓発に加え、体験研修や社会奉仕活動への参加などの参加型や体験型の人権啓発を検討し、より効果的な取組を推進します。

---

[3] ＳＮＳ（ソーシャル・ ネットワーキング・サービス）とは、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

６　企業・団体等に対する人権啓発の推進

（１）現状と課題

企業においては、地域社会の一員として、「企業の社会的責任（CSR）」を果たし、社会に貢献することが求められており、企業自らの人権問題への対応や雇用主としての取組が進められています。

しかし、採用選考における身元調査の実施や不適切な質問、不要な書類の提出要請など、人権への配慮が不十分な事例も発生しています。その他にも、賃金や処遇での男女差別やセクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、パワー・ハラスメント（上司による嫌がらせ）、マタニティ・ハラスメント（妊娠や出産者に対する嫌がらせ）、カスタマー・ハラスメント（顧客や取引先からの著しい迷惑行為や理不尽な要求）、高齢者、障がいのある人、外国にルーツがある人への雇用差別に加え、近年ではＬＧＢＴＱ＋[4]（性的少数者）等に対する差別・偏見なども見受けられ、企業は、人権に関わる問題を現在でも多く抱えています。

また、団体等においても、企業と同様に地域社会の一員として社会的責任と社会的貢献が求められています。

（２）施策の基本方針

ア　企業等に対する人権啓発の推進

経営者、人事担当者などが人権問題についての正しい理解を深めるため、関係機関と連携し、啓発や研修内容への助言、情報提供などに努めます。

市内事業者又は商工団体に対し、人権教育・啓発のための助言・指導に努めます。

イ　企業内の人権啓発に対する支援

雇用や職場における人権問題を解消するため、人権教育・啓発に対する企業の取組を支援します。

企業内で起こりうる人権問題に対する啓発だけでなく、企業での研修等を人権教育のひとつの場と捉え、様々な人権問題についての研修等が開催されるよう企業に対して働きかけます。

---

[4] ＬＧＢＴＱ+とは、Ｌ：女性愛者（レズビアン）、Ｇ：男性愛者（ゲイ）、Ｂ：両性愛者（バイセクシャル）、Ｔ：こころの性とからだの性の不一致（トランスジェンダー）、Ｑ：性別が分からない、決めていない、模索中である等（クエスチョニング等）、＋：その他の多様な性のあり方（無性愛、全性愛、Ｘジェンダーなど）のそれぞれの単語の頭文字をとった名称。

７　市職員の人権教育・研修の推進

（１）現状と課題

全ての市職員は、日常の業務において、また施策の企画・立案、実施、評価に至る全施策過程を通じて、憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重を踏まえて業務を遂行することが求められています。

このため、職員が業務遂行のあらゆる場面で、人権について自ら考え、行動できるようにするための研修を行うことが必要です。

また、職員は市民の生命・財産を守るため、より高い人権意識が求められています。業務の性格上、人権に対する十分な認識や配慮が求められる各種相談業務や戸籍等業務に従事する職員はもとより、全ての職員への人権研修の充実が必要です。

「市役所の業務は全て人権に結びつくこと」、「市の保有する個人情報の漏洩は人権侵害につながること」などを常に認識して各種行政業務を遂行するとともに、日常の業務を人権尊重の視点で捉え直して工夫や改善に努める必要があります。

（２）施策の基本方針

ア　研修の充実

人権尊重の理念に基づき、基本的人権の趣旨を踏まえた実践的な人権研修を実施します。

講演会やセミナーへの積極的な参加など様々な機会を捉えて教育・啓発に努めます。

イ　「人権風土」の定着の推進

個人情報を適正に取り扱うために、研修などを通して、個人情報保護について周知徹底を図ります。

研修内容を具体的に職務遂行の中で十分に活かすことが必要なことから、人権理念だけでなく職務遂行との関連を重視した研修を充実します。

人権問題につながる情報を日頃から職員向け電子掲示板に載せるなど職員啓発を行います。

情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針及び市行政全般における情報セキュリティ対策基準）を市が所掌する情報資産に関する業務に携わる職員に定着させます。

８　インターネット上での人権侵害を防ぐための人権教育・啓発の推進

（１）現状と課題

近年、情報に関する技術革新は目覚ましく、携帯情報端末（スマートフォン）やタブレット型端末などの普及によって、「いつでも・どこでも・だれもが・簡単に」情報の発信や交換ができるようになり、私たちの日常生活において多くの利便性をもたらしています。

その一方で、個人情報の流出や悪用、個人に対する誹謗・中傷や差別的な内容の書き込みなど、様々な人権侵害につながる事例も多数発生しており、その対応策が求められています。

法務省の「人権侵犯事件統計」によると、インターネットを利用した人権侵犯事件については、図１のとおり令和６（2024）年では 1,376 件と、平成 29（2017）年の 2,541 件をピークに減少傾向ではありますが、依然として無くなっておらず、情報技術の発展に伴う人権侵害は深刻な状況にあります。

う

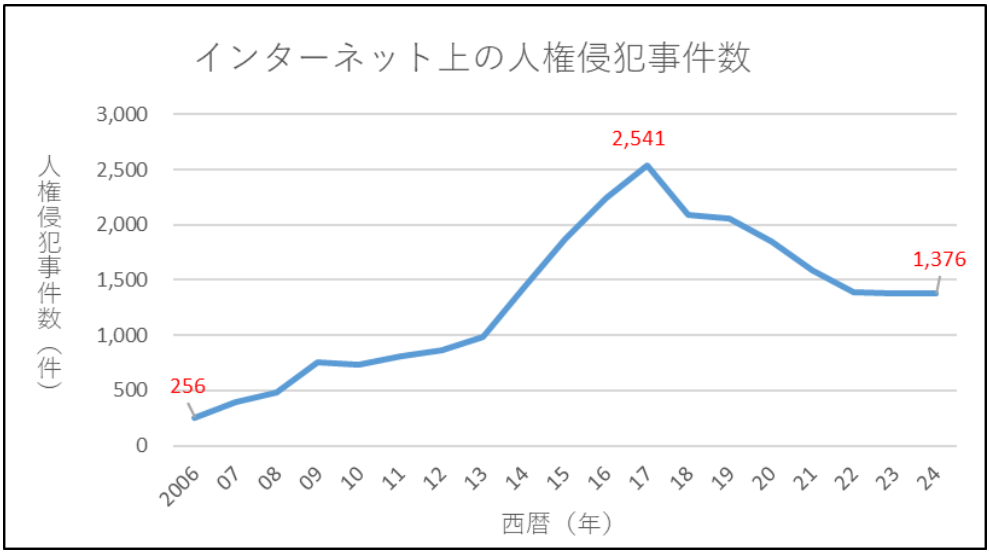

図１　インターネット上の人権侵犯事件数
出典：「人権侵犯事件統計」　法務省 大臣官房　令和８年３月 24 日

このような中、人権を侵害するような書き込みに対しては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）に基づき、書き込みをされた人がプロバイダ[5]等に対して書き込みの削除や書き込みをした人の情報開示を請求するなど、インターネット上の人権を守るための取組も進んできています。

---

[5] プロバイダとは、インターネット接続の電気通信役務を提供する組織のことで、インターネットサービスプロバイダ（英語:Internet Service Provider）や ISP とも呼ばれる。日本では、電気通信事業者であり、インターネット接続事業者（略して接続事業者）と訳されることがある。

本市においても、学校では、児童・生徒への情報モラルの学習を進めるとともに、保護者を対象とした携帯電話やインターネットに関する講習会などに取り組んできました。しかし、ＳＮＳによる人間関係のもつれや出会い系サイトなどによるトラブルをはじめ、インターネットによる人権侵害や犯罪は依然として後を絶ちません。

（２）施策の基本方針

ア　個人のプライバシーや名誉に関する教育・啓発の充実

インターネット上のプライバシーや個人情報保護などに関する啓発・学習機会を充実します。

学校教育では、児童生徒にインターネットによるいじめ問題等を踏まえた情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対しても研修会等を通じて啓発を行います。

イ　トラブルに巻き込まれないための教育・啓発の充実

子どもが加害者や被害者にならないよう、インターネット上の情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切に情報発信を行う能力を習得するための教育を推進します。

インターネット上の詐欺やトラブルに関する啓発・学習機会を充実します。

ウ　関係機関との連携強化

法務局、警察、人権擁護委員、ほか関係機関との連携・協力を強化し、人権侵害行為を確認した際には、プライバシーの保護を優先し、対応します。